

埋蔵文化財発掘作業員登録要項

四国中央市教育委員会では、埋蔵文化財発掘調査に従事する発掘作業員を募集します。なお希望する場合は事前に登録が必要です。（※登録されても調査の有無により仕事がない場合があります。また、勤務条件は変更となる場合があります。）

●登録要件

健康で屋外作業に従事できる方

地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当しない方

(年齢性別不問)

●登録有効期間

令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

※作業は発掘調査が発生した期間のみに限られます。発掘調査は不定期ですので、登録有効期間内に採用のない場合や数日間の短期就労の場合があります。また登録者がすべて雇用されるとは限りません。

●勤務条件

①勤務地 四国中央市内の埋蔵文化財発掘調査現場

②勤務日 原則として月曜日～金曜日(勤務予定表によるローテーション勤務となります)

ただし週 3 日程度。天候や調査の工程等、現場によって作業が休みになる場合があります。

ローテーションにより祝日が勤務日となる場合があります。

作業代替日として土曜日が勤務日となる場合があります。

③勤務時間 1 日 6 時間

9:00～16:00 (休憩 60 分)〔通常時〕

9:00～16:30 (休憩 90 分)〔夏季等、特に作業中の休憩が必要な時期のみ〕

※作業工程、または天候不順による勤務時間が短縮する場合があります

④賃金 時間単価 1,050 円

※支払いは月末締め、翌月 20 日払いとします

⑤保険 労災保険

⑥その他 現場への送迎はありません。

●登録応募方法

登録申込書に必要事項を記入の上、文化・スポーツ振興課まで郵送または持参してください。登録申込書は文化・スポーツ振興課でお渡しします。またホームページからもダウンロードできます。

●登録申込受付

受付期間 令和6年3月1日～令和7年3月31日

受付時間 8:30～17:15(土日、祝日を除く)

●選考方法

書類審査及び面接

●応募後の流れ

①登録申込の受理

②候補者登録

(発掘調査が発生するまでは候補者登録のみ)

③発掘調査現場の確定(事案発生)

④登録者への面接日時の通知

⑤書類審査・面接により選考を行い、採用者を決定

⑥採用者に連絡

【問合先・提出先】

四国中央市教育委員会文化・スポーツ振興課 文化財係
〒799-0497

愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号

電話 0896-28-6043 FAX 0896-28-6060

Eメール maibun@city.shikokuchuo.ehime.jp